

令和4年3月14日

事業者 各位

北秋田市財務部財政課

解体工事の専任配置技術者の緩和について

令和4年度の入札から次のとおり変更しますのでお知らせします。

1. 解体工事の専任配置技術者の緩和

北秋田市では解体工事の際には3500万円未満であっても主任技術者のほかに解体工事施工技士の配置を専任（主任技術者との兼務は可能）で求めておりましたが、事故防止、品質確保の醸成が図られてきており、円滑な工事推進のためにも総合的な企画、指導、調整を要しない土木工作物又は建築物を解体する工事の場合で、3500万円未満の場合は専任を要しないこととして取り扱います。

なお、総合的な企画、指導、調整の要否にかかわらず解体工事施工技士の配置は求めることとし、当該工事の規模や難易度等を考慮し、必要に応じて専任配置を求めることとします。

また、配置予定技術者が解体工事施工技士の場合は同一の技術者が当該業務を行うこととしますが、配置予定技術者と当該解体工事施工技士を別に配置することを妨げるものではありません。

2. 適用年月日

令和4年4月1日以降の入札公告、見積依頼案件から適用します。